第6号様式(その2)記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人(同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含みます。)が仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた		
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありませ
		λ_{\circ}
2 金額の単位区分(けた)のあ	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が	
る欄	赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を	
	付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして	
	修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又	
	は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結	
	子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人	
	との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全	
	支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出	
	し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載し	
	ます。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務	
	所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場	
	合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申	
	告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記しま	
	す。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。	
	なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、	
	主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は	資本金の額又は出資金の
資金の額(解散日現在の資本金	解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	額は、法人税の明細書(別
の額又は出資金の額)」		表 5 (1)) の「Ⅱ 資本金等
		の額の計算に関する明細
		書」に記載したところに準
		じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普通法人	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である	
のうち中小法人等に該当しない	普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小	
もの」	法人等」を○印で囲んで表示します。	
	(1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間	
	にこれらの大法人による完全支配関係がある法人	
	(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人	
	(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人	
	(ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。)	
	(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が	
II.		ı

	有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額	
12 「道 府 県 民 税 事 業 税の申告書」 特別法人事業税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載 します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表1の 10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40 %相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、() 内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	であった法人は、記載し ないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額法人税の明細書(別表6(8))の21の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(11))の11の欄の金額(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額	であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

17「課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切	を有する外国法人は、記載
	り捨てた金額を記載します。	
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課		(I) 一の都追府県にのみ事 務所等を有する法人は、
税標準となる法人税額又は個別		記載する必要はありませ
帰属法人税額⑥」	欄の金額の合計額を記載してください。	h.
		(2) 都道府県内に恒久的施
		設を有する外国法人は、
		記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥×100)	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額	
⑦J	に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額 に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合に	の税率は、各都道府県ご とに定められた税率を用
	は、②と図の欄の金額の合計額を記載してください。	います。
		(2) 都道府県内に恒久的施
		設を有する外国法人は、
	Marie II a a 106 h a Co a little A detail at this a little	記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額 控除額®	第7号の3様式の2の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載
14 14 15 15 15 15 15 15		しないでください。
21「外国関係会社等に係る控除対	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に	
象所得税額等相当額又は個別控	事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の	を有する外国法人は、記載
除対象所得税額等相当額の控除	金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都	しないでください。
額⑨」	道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、	
22「外国の法人税等の額の控除額	②及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。 第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の都道府	都道府県内に恒久的施設
⑩」	県に事務所等を有する法人にあっては、⑱の欄の当該都道府県	,
	分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2	
	以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあ	
	っては、⑩及び⑳の欄の東京都分の金額の合計額)を記載しま	
23「差引法人税割額	す。	
23 左引法人祝韵領	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金	
	額を記載します。	
	なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号	
	様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
24「既に納付の確定した当期分の	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法	
法人税割額③」	第89条 (同法第145条の5において準用する場合を含みます。) の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が	
	この申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の	
	欄の金額についても記載します。	
25「租税条約の実施に係る法人税	「⑫の欄の金額一⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更	
割額の控除額⑭」	正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。	
	この場合において、その金額が負数となるときは記載しない	
26「算定期間中において事務所等	でください。 この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月と	算定期間中に事務所等又
を有していた月数億	し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	は寮等の新設又は廃止があ
		った場合は、その月数には
		新設又は廃止の日を含みま
		す。

27「円×	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (p) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等が在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (n) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」」の計算を明在の資本を明れたさい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本の額(解散日現在の額(解取は出資金の額)」の欄に出資金の額のででである。 (2) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算を記載した。 (5) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算を記載した。 (6) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (7) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (8) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (9) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (1) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (1) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (1) 特別区に事務所がは、第6号制額の計算といい。 (1) 特別区に事務所がは、第6号制額を記載といいます。
28 「この申告により納付すべき道 府県民税額⑮+⑩ ⑩ 」	⑤又は⑩の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑥又は⑩の欄を零として計算します。	
29「②のうち見込納付額②」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用	
	する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延	
	長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付し	
	た金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書	
	の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全 本刑間係がなる連续では、(連续中生は上に関いませ、) た合う	
	支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含み ます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記	
	載します。	
30「東京都に申告する場合の⑦の計算」(図から図までの欄)	(1) ②の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ②の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。法人税額又は個別帰属法人税額× 東京都の市町村分の従業者数従業者の総数	要はありません。 恒久的施設を有する外国 法人については、法人税法 第141条第1号イに掲げる 国内源泉所得に対する法人 税額及び同号ロに掲げる国
31「所得割」	(1) ②の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る	(1) その事業年度が1年に
(②から②までの欄)	第6号様式別表5の窓の欄の金額を記載します。	満たない場合において、
	(2) 圏から⑨までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の	②の欄の金額が400万円
	区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 法第72条	を超え800万円以下であるときの20の欄の金額

- の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税 の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額 を記載します。
- (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ②の欄の 金額が年400万円 (その事業年度が1年に満たない場合に は、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た 金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を⊗の 欄に、年400万円を超え年800万円 (その事業年度が1年に 満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じ て12で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるとき はこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800 (2) 軽減税率の適用されな 万円以下の金額に区分してそれぞれ8及び20の各欄に、年 800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年40 0万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える 金額に区分して、それぞれ28、29及び30の各欄に記載しま
- (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しない もの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を 図の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額 を⑧の欄に、年400万円を超える金額を⑳の欄にそれぞれ 記載します。
- (二) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を図の 欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に 満たない場合には10億円にその事業年度の月数を乗じて12 で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるときは年4 00万円以下の金額を図の欄に、年400万円を超え年10億円 以下の金額を29の欄に、また、年10億円を超えるときは年 400万円以下の金額を窓の欄に、年400万円を超え年10億円 以下の金額を29の欄に、年10億円を超える金額を30の欄に それぞれ記載します。
- (3) ②の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第4項の規定 により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載し ます。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の 事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の 金額を記載してください。
- (4) ②から②までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数が あるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端 数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数が あるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数 金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

- は、②の欄の金額から② の欄の金額(端数を切り 捨てる前の金額)を控除 して算出し、②の欄の金 額が800万円を超えると きの30の欄の金額は、20 の欄の金額から28及び29 の各欄の金額(端数を切 り捨てる前の金額)を控 除して算出します。
- い法人とは、事業年度の 末日(解散した法人にあ っては、解散の日)にお いて、3以上の都道府県 に事務所等を設けて事業 を行う法人で資本金の額 又は出資金の額が1,000 万円以上の法人をいいま す。
- (3) 都道府県内に恒久的施 設を有する外国法人にあ っては、法人税法第141 条第1号イに掲げる国内 源泉所得に係る所得の金 額(当該国内源泉所得が 欠損金額である場合に は、零とします。) 及び 同号ロに掲げる国内源泉 所得に係る所得の金額 (当該国内源泉所得が欠 損金額である場合には、 零とします。)の合算額 を②の欄に記載します。

32「付加価値割」(33及び34の欄)

- (1) ③の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外 形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5 の2の⑪の欄の金額を記載します。
- (2) 劉の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を 有する法人にあっては33の欄の金額を記載し、2以上の都道 府県に事務所等を有する法人にあっては、法第72条の2第1 項第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課 税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。

この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数がある とき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

33「資本割」(35及び36の欄)

- (1) ③の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外 形対象法人)が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5 の2の図の欄の金額を記載します。
- (2) 鶏の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を

	有する法人にあっては⑮の欄の金額を記載し、2以上の都道 府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税 標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数がある とき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金 額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数がある とき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額 又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
34「収入割」(汾及び窓の欄)	(1) ⑦の欄は、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち、電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては同号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑬の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑬の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) ⑱の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は200分類を対したの金額が100円未満であるときは、その端数金額又は200分類を担めてきるの表面では200円を高います。	
35「所得割」(39及び④の欄)	 額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 ③の欄は、法第72条の2第1項第3号口に掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の⑩の欄の金額を記載します。 ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑲の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 	は、法人税法第141条第1 号イに掲げる国内源泉所得 に係る所得の金額(当該国 内源泉所得が欠損金額であ る場合には、零とします。) 及び同号ロに掲げる国内源 泉所得に係る所得の金額 (当該国内源泉所得が欠損 金額である場合には、零と
36「付加価値割」(①及び②の欄)	(1) ①の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の①の欄の金額を記載します。 (2) ②の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載しますこの場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
37「資本割」(鍛及び⊕の欄)	(1) ④の欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、同号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の@の欄の金額を記載します。 (2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を	

38「収入割」(龜及び龜の欄)	有する法人にあっては⑬の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) ⑮の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑩の欄の金額を記載します。 (2) ⑯の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑮の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。	
	この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
39「事業税の特定寄附金税額控除 額優」	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
40「差引事業税額 ①一級一級 ⑩」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
41「租税条約の実施に係る事業税 額の控除額⑩」		
43「❸のうち見込納付額❷」	⑩の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
44「差引❸一❸ ❸」	®の欄は、®の欄から®の欄の金額を控除した金額を記載します。	
45「法第72条の2第1項第1号に 掲げる事業の所得割に係る特別 法人事業税額函」(匈の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、	
46「法第72条の2第1項第2号に 掲げる事業の収入割に係る特別 法人事業税額⑮」(⑰の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額®」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額®」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
47「法第72条の2第1項第3号に 掲げる事業の収入割に係る特別 法人事業税額®」(⑩の内訳)	の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収 入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
48「差引特別法人事業税額 〒一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円 未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金 額を記載します。	

49「租税条約の実施に係る特別法 人事業税額の控除額①」 50「この申告により納付すべき特	「⑩の欄の金額一⑩の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。 ②の欄は、⑱の欄から⑩の欄及び⑪の欄の金額を控除した金額	
別法人事業税額	を記載します。	
51「@のうち見込納付額⑬」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
52「差引⑰-⑬ ⑭」	⑩の欄は、⑩の欄から⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。	
53「法人税の所得金額又は個別所 得金額億」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
54「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る 税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式 による届出書に代えようとするものが記載します。この場合に おいて記載する金額は、⑮、ಃ 及び⑫の欄に記載した金額の合 計額と同額になります。	
55「還付請求」の「中間納付額⑰」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑭の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、፥の欄に記載した事業税額及び⑫の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
56「法人税の期末現在の資本金等 の額又は連結個別資本金等の 額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額)を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
57「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額) (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)	
58「申告期限の延長の処分(承認 の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
59「申告期限の延長の処分(承認 の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で 囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用 する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の	

	提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第	
	75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を	
	含みます。) において準用する同法第75条第5項の規定によ	
	り当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みま	
	す。)	
	(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定に	
	より法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連	
	結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第	
	5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされ	
	た場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関	
	係がある連結子法人	
60「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それ	
	ぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。	
	(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法	
	人 「青色」	
	(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
61「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲	
	んで表示します。	
	(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該	
	法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等	
	がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に	
	6 を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した	
	金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及	
	び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第	
	1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中	
	間申告をする必要のある法人を含みます。)	
	(2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法	
	人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別	
	帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別	
	控除取戻税額等を控除した額) に6を乗じて得た金額を当該	
	連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える	
	法人	
62「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子	
	会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当す	
	る法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○	
	印で囲んで表示します。	